

入 札 説 明 書

令和 7 年度 建設資材価格特別調査業務委託（単価契約）の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

契約及び仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）

〒990－8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県 県土整備部 建設企画課 技術管理担当 電話番号 023(630)2772

2 入札日程等

手続等	期間・期日・期限等
(1) 入札参加資格確認申請	入札公告の日から 令和 7 年 3 月 25 日（火）午後 4 時まで
(2) 入札参加資格確認結果通知	令和 7 年 3 月 27 日（木）まで
(3) 入札説明書等の閲覧及び貸出	入札公告の日から 令和 7 年 3 月 25 日（火）まで
(4) 仕様書等に対する質問受付	入札公告の日から 令和 7 年 3 月 25 日（火）午後 4 時まで
(5) 質問に対する回答書の閲覧	回答を行った日から 令和 7 年 3 月 31 日（月）午前 10 時 00 分まで
(6) 入札及び開札	令和 7 年 3 月 31 日（月）午前 10 時 00 分

3 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告 3 の(9)による当該役務において、実績を証明する書類（別紙様式第 2 号）を提出する際に、発注機関が山形県以外の場合は、TECRIS（業務実績情報システム）でその実績が確認できる業務であること。また、その業務の発注機関が確認できる資料等を添付すること。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

4 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを

証するため、申請書及び実績証明等を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。

(2) 提出書類

ア 入札参加者の資格に関する書類

(ア) 競争入札参加資格者名簿に登載されている者

a 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）

b 入札公告3の(9)について、実績を証明する書類等（別紙様式第2号）

(3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。

(4) 申請書を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

(5) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

5 入札参加資格審査結果の通知

(1) 入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和7年3月27日（木）までに通知する。

6 仕様書に関する質問等

(1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和7年3月25日（火）午後4時までに契約担当部局に別紙様式第4号により持参又は電子メールへの添付により提出すること。

（電子メールでの提出先は、契約担当部局へ確認すること。）

(2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、契約担当部局において閲覧に供する。なお、電子メールで質問を行った者については、連絡先メールアドレスあてに、閲覧に供している回答書を送付する。

7 入札の辞退等

(1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する役務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

(2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

8 入札

(1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第5号）による。

(2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）

(3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。

(4) 入札書を郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、令和7年

3月28日（金）午後5時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。

- (5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第6号）を作成し提出させること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (7) 入札価格には、役務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。

9 開札

- (1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記のうえ、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。

- (2) 開札に立ち会う入札者又はその代理人は、落札決定を受ける手続きのため、次に掲げるものを持参すること。
 - ア 本件入札の参加資格確認結果通知書
 - イ 委任状（代理人が立ち会う場合に限る。）
 - ウ 印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）

10 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書又は実績証明等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

11 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

12 落札者の決定方法

- (1) 規則第 120 条第 1 項の規定により作成された公告 2 の(1)の別表 1 の資材等区分 (A-1 から F-1) ごとの予定価格の範囲内であって、かつ、資材等区分 (A-1 から F-1) ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

13 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (6) 本件契約の条項は、別に示す契約書（案）による。
- (7) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。